

外国人の新規入国制限の見直しに係る査証申請手続きについて

令和3年11月8日

在ドミニカ共和国日本国大使館

外国人の新規入国について、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期の滞在者の新規入国を原則として認めることとなりました。

この審査の申請の詳細は、厚生労働省のウェブサイト『水際対策強化に係る新たな措置（19）について』：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.htmlに記載されています。審査が終了すると『審査済証』が発行されますので、その入手後に、在外公館で査証の申請が可能になります。

当館で査証申請の手続きができる方は、ドミニカ共和国の国籍を有する方及びドミニカ共和国で合法的に長期滞在が許可されている方となります。

また、日本入国に際しては、誓約書及び所定のフォーマットを利用した出国前72時間以内の検査証明、質問票の提出および位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要です。詳しくは厚生労働省のウェブサイト上の『水際対策に係る新たな措置について』：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

に記載されています。

9月20日0時以降にドミニカ共和国から日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）での3日間（到着日は含まれません）の待機及び3日目の新型コロナウイルス感染検査が求められます。3日目の検査を受けて陰性と判定された場合、検疫所長が指定する場所を退所し、入国後14日目までの間自宅等で待機が求められます。（ワクチン接種証明書保持者に対し、入国後最短で4日目以降の行動制限の見直しを認めることとなりましたが、現時点ではドミニカ共和国政府発行のTarjeta de Vacunaciónは対象外です。）

必要書類：

ア 短期商用目的（観光目的、知人訪問目的での査証申請は受付停止中です。親族訪問は、申請できる場合がありますが、この措置には当てはまりませんので、別途お問い合わせください。）

(ア) [査証申請書 \(PDF\)](#)（顔写真貼付）

(イ) 旅券

(ウ) [審査済証](#)

(エ) [招へい理由書 \(PDF\)](#)

(オ) [身元保証書 \(PDF\)](#)

(カ) [滞在予定表 \(PDF\)](#)

(キ) 渡航支弁能力を示す書類（ドミニカ共和国の会社からの出張命令書など）

(ク) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など)

イ 中長期滞在目的(外交、公用目的、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、家族離散の場合等は
この措置には当てはまりませんので、別途お問い合わせください。)

(ア) [査証申請書 \(PDF\)](#) (顔写真貼付)

(イ) 旅券

(ウ) 在留資格認定証明書

(エ) 在留資格認定証明書の発行日から3か月以上経過した在留資格認定証明書をお持ちの方は、日本側受入機関が「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提示が必要です。

詳細については出入国在留管理のウェブサイト：

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf> をご参照ください。

(エ) [審査済証](#)

(オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など)

その他

○審査は申請順に行われます。

○標準処理日数は必要書類がすべて揃ってから約2週間です。

○査証手数料は、国籍によって異なります(ドミニカ共和国籍の場合は、RD\$1,545)。

査証引き取り時にお支払いください。

【問い合わせ先】

[在ドミニカ共和国日本国大使館領事部](#)

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp